

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）

先般、令和3年6月10日付の事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」において、職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施について周知をお願いし、同月28日付の事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」において、検査を管理する従業員がいること、連携医療機関の名称などを記載した確認書を医療品卸売販売業者に提出することにより、事業者が抗原簡易キットを購入できる旨をお示ししたところです。

こうした中で、事業者における抗原簡易キットを活用した検査についての取組状況を把握し、今後の取組に活用することを目的として、当面の間、事業者が抗原簡易キットを購入する場合は、購入個数等について内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室に報告をお願いしたい旨、別添のとおり通知がありました。

（なお、報告の有無は抗原簡易キットの購入可否に影響を与えるものではありません。）

つきましては、貴都道府県におかれましては、事業者が抗原簡易キットを購入する際における内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室への報告について、以下に示す報告用のリンクとともに、貴都道府県登録の旅行者等に対しまして、別添ご周知方よろしくお願い申し上げます。

○報告用リンク

<https://www13.webcas.net/form/pub/cas/form01>

（フォームの質問事項は5問で、回答にかかる時間は5分程度です。）

【添付資料】

（別添）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡  
「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」

（参考）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡  
「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」